

ポイント 連結確定申告書の提出は、親法人がその所轄税務署に提出し、連結法人税額を納付しなければなりません。

A9.

親法人は、連結事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に親法人の所轄税務署長に対し、連結確定申告書を提出し、連結法人税の納付をまとめて行うこととなります。したがって、子法人は連結法人税を納付する必要はありません。ただし、子法人は、子法人の所轄税務署長に対し、「連結法人税の個別帰属額等の届出書」を提出し、子法人に帰属する連結税額について親法人と精算します。(支払、または受取)。

- ※ 連結確定申告書の提出期限の延長特例を適用すれば、その提出期限から原則として2ヶ月延長することができます。
- ※ 「連結法人税の個別帰属額等の届出書」とは、親法人が納付した連結法人税額のうち、子法人の課税所得に応じて負担する割合が計算された書類で、単体申告の別表一(一)のようなものです。